

経過措置、改正案の内容など

Ⅴ 収益認識基準の早期適用のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 森 みずほ

はじめに

●収益認識基準の適用初年度においては、過去の期間のすべてに遡及

する方法と適用初年度の累積的影響額を当期首の利益剰余金に加減する方法が選択できる。

●収益認識基準を早期適用する場合における財務諸表作成者の準備期間を考慮するため、開示については、収益認識基準が適用されるとき

(2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首)までに検討することとしていたが、2019年10月30日、ASBJは公開草案を公表した。このため、今のうちから企業の実態に応じた開示を検討することが必要である。

2018年3月30日、企業会計基準委員会(ASBJ)は企業会計基準

29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」、基準とあわせて「収益認識基準」という)を公表した。

収益認識基準は2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されるが、2018年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から収益認識基準を適用することができる(基準81項、82項)。

12月決算企業は、2022年12月

期に収益認識基準が強制適用となるが、なかには収益認識基準を早期適用することを検討している企業もあると思われる。

そこで、本稿では、収益認識基準の定めのうち、12月決算企業が収益認識基準を早期適用する場合の経過措置の適用に関する規程を解説し、たうえで、実際の早期適用の事例を紹介している。また、公表が先送りとなっていた開示については、2019年10月30日、ASBJから公表された公開草案をふまえ、ポイントについて解説する。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である旨あらかじめ申し添える。

収益認識基準適用初年度の経過措置

収益認識基準においては、適用初年度における実務上の負担を軽減するため、次のような経過措置が定められている。

- ・収益認識基準の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する(以下、「原則的な取扱い」という)(基準84項)。
- ・適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することができる(基準84項ただし書き)。
- ・国際財務報告基準(IFRS)または米国会計基準を連結財務諸表に適用している企業(またはその連結子会社)が当該企業の個別財務諸表に収益認識基準を適用する場合には、収益認識基準の適用初年度において、IFRS15号「顧客との契約